

公 示 日 : 2023 年 3 月 15 日 (水)

調達管理番号 : 22a01002

国 名 : ガーナ

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

調 達 件 名 : ガーナ国稲作生産性向上プロジェクト (ジェンダー主流化)

適用される契約約款 :

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : ジェンダー主流化
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2023 年 4 月下旬から 2023 年 6 月下旬
- (2) 業務人月 : 現地 1.00、国内 0.50、合計 1.50
- (3) 業務日数 : 国内準備 5 日、現地業務 30 日、国内整理 5 日

現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2023 年 3 月 29 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月)」の「別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メー

ルが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年4月7日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務経験の分野	途上国における女性の経済的エンパワーメント及びジェンダーに関する研修・評価・調査等の業務経験
対象国及び類似地域	ガーナおよびアフリカ地域
語学の種類	英語

※語学の証明書に関しまして、TOEIC の IP テストによるスコアレポートも可とした暫定運用は 2022 年 9 月末にて終了していますので、ご注意ください。なお、CASEC や JICA 専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっていますので、提出（添付）いただく必要はありません。

(詳細：https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html)

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：黄熱、COVID-19（ワクチン接種証明書）

6. 業務の背景

近年の人口増加、都市化、食習慣の変化によりコメ消費量が急増するガーナでは、国内生産量が消費量に追いついておらず、2020年には国内消費量の32%を輸入米に依存する状況にある（Grain and Feed Annual, U.S. Department of Agriculture, 2020）。食糧安全保障および外貨確保の観点から、コメ自給率向上は同国政府の主要課題の一つとなっており、コメを優先作物の一つと定め、コメ生産性向上等に向けた取り組みを推進している。

かかる状況の下、JICAは2016年から2021年にかけて実施した「天水稲作持続的開発プロジェクトフェーズ2（以下、「天水2」）」および「ポン灌漑地区における小規模農家市場志向型農業支援・民間セクター連携強化プロジェクト（以下、「MASAPS-KIS」）」を通じて、ガーナにおけるコメの生産性向上に貢献してきた。これらの我が国協力に対するガーナ政府の評価は高く、2022年3月からはその後継案件として、「稲作生産性向上プロジェクト（以下、本プロジェクト）」を実施中である。食糧農業省（Ministry of Food and Agriculture：MoFA）およびガーナ灌漑開発公社（Ghana Irrigation Development Authority：GIDA）をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、灌漑稲作・天水稲作の双方の更なる技術普及拡大を目指して取り組んでいる。

一般的にガーナの稲作における男女の作業区分は明確であり、特に収穫後処理と販売において女性の貢献は非常に高いこと、また、男女の意思決定権に偏りがあることが知られている。しかしながら、女性の研修参加は十分とは言えないため、本プロジェクトではジェンダー視点に立った活動を導入するため、2022年10月8日から11月6日にかけて短期専門家を派遣し、ジェンダー主流化計画を作成した。2023年は計画に基づいた活動の実施とモニタリングが予定されており、研修実施にかかる技術的な支援を行うため、本業務従事者の派遣が要請された。

7. 業務の内容

本業務従事者は、対象州のMoFA女性農業開発局(WIAD)（8名）、GIDA本部および各対象灌漑地区のジェンダーフォーカルポイント（5名）を主要なC/Pとし、JICA類似案件での経験・教訓を踏まえ、C/Pと共にジェンダー主流化トレーナー研修(ToT)および農家研修カリキュラムや教材の開発、研修実践およびモニタリングに関する技術的指導・助言を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2023年4月下旬）

① 既存のJICA報告書（天水2およびMASAPS-KIS）、他ドナー関連報告書、ガ

ーナ政府作成の関連報告書、学術論文等から、ガーナにおけるジェンダーの現状と課題を把握する。

- ② 202年10月に派遣されたジェンダー主流化短期専門家によって作成されたジェンダー主流化計画の研修案について情報収集し、ToT や農家研修実施に向けた準備を行う。その際には、これまで JICA が実施してきたアフリカでの先行事業（タンザニアコメ振興支援計画、北部ウガンダ生計向上プロジェクトなど）で作成されたジェンダー主流化関連のガイドラインおよび研修教材を参考にする。
 - ③ JICA 経済開発部及びガーナ事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
 - ④ 業務計画書（和文・英文）を作成し JICA 経済開発部へ提出・説明する。
- (2) 現地業務期間（2023年4月下旬～2023年5月下旬）
- ① 現地業務開始時に、JICA ガーナ事務所、MoFA 作物サービス局（DCS）および GIDA に業務計画書を提出し、業務計画の説明を行う。
 - ② ジェンダー主流化計画の 2023 年度研修計画の実施に向けた準備（参加者の確認、研修時間割の作成、研修教材の作成など）を C/P と共に実施する。
 - ③ ジェンダー主流化計画で提案された評価指標に関係するデータを研修前に C/P と共に収集する。また、研修後のモニタリングが容易になるように、データ収集フォーマットの作成を支援する。
 - ④ C/P に対して以下の ToT を実施する。
 - 1) ジェンダー啓発研修（灌漑地区および天水地域で各 2 日間の実施を想定、参加者 25 名程度）：参加者がジェンダーの概念や Daily Activity、Activity Profile、Access and Control 等のジェンダー課題分析ツールについて理解し、農家研修で活用できるようなることを目的とする。
 - 2) 家計管理研修（2 日間、クマシ（天水地域）での実施を想定、参加者 25 名程度）：参加者が家計管理研修の意義を理解し、農家研修で実施できるようになることを目的とする。
 - 3) リーダーシップ研修（2 日間、ポン灌漑地区での実施を想定、参加者 25 名程度）：女性が水利組合等の活動でリーダーシップを取るスキルを身に着けることを目的とする。
 - ⑤ C/P に対する ToT の一環として実地研修（農家研修）を実施する。
 - 1) 天水 2 対象コミュニティ 1 カ所で実地研修（1 日、農家 30 名程度を想定）として、ジェンダー啓発研修および家計管理研修を実施する。
 - 2) ポン灌漑地区で実地研修（1 日、農家 30 名程度を想定）として、ジェンダー啓発研修および家計管理研修を実施する。

- ⑥ ④および⑤の結果を踏まえ、研修後に活動を総括するミーティングを行い（C/Pを対象として1日を想定）、教材やジェンダー主流化計画について関係者と協議し、必要に応じて改訂する。
- ⑦ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、JICA ガーナ事務所、C/P 機関に提出し、報告する。

(3) 帰国後整理期間（2023年6月上旬）

専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA 経済開発部に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、専門家業務完了報告書の提出期限は2023年6月9日（金）とする。

(1) 業務計画書（和文・英文）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

英文2部（JICA ガーナ事務所、C/P 機関へ各1部）

和文電子データ（JICA 経済開発部、JICA ガーナ事務所）

(2) 現地業務結果報告書（英文）

現地業務期間中に実施した業務内容を関係者に報告するために作成。担当業務における残された課題と今後必要な取り組みを盛り込むこと。

英文2部（JICA ガーナ事務所、C/P 機関へ各1部）

電子データ（JICA 経済開発部）

(3) 専門家業務完了報告書（和文）

現地業務期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を作成。

和文2部（JICA 経済開発部、JICA ガーナ事務所へ各1部）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-12月追記版）」（以下同じ）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇄ドバイ⇄アクラを標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
現地業務日程は 2023 年 4 月 29 日～2023 年 5 月 28 日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。2023 年 3 月 1 日現在、現地到着時の隔離は不要です。
 - ② 現地での業務体制
本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです。
 - ア) チーフアドバイザー／稲作技術（長期派遣専門家）
 - イ) 水利組合支援（長期派遣専門家）
 - ウ) コメセクター／稲作政策（長期派遣専門家）
 - エ) 農業普及（長期派遣専門家）
 - オ) 業務調整／研修管理（長期派遣専門家）
 - ③ 便宜供与内容
 - ア) 空港送迎：あり
 - イ) 宿舎手配：あり
 - ウ) 車両借上げ：必要な移動に係る車両の提供
 - エ) 通訳備上：なし
 - オ) 現地日程のアレンジ：
プロジェクト専門家チームが必要に応じアレンジを行う。
 - カ) 執務スペースの提供：
GIDA 本部及びポン灌漑地区事務所における執務スペース提供
- (2) 参考資料
 - ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チームから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡くだ

さい。

- ・ガーナ国稲作生産性向上プロジェクト R/D(写) (2021)
- ・ガーナ国稲作生産性向上プロジェクト(ジェンダー主流化)短期専門家業務完了報告書(2022)
- ・ガーナ国稲作生産性向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書(2023)
- ・「ポン灌漑地区における小規模農家市場志向型農業支援・民間セクター連携強化プロジェクト」業務完了報告書(2021)
- ・「ウガンダ国北部ウガンダ生計向上プロジェクト」生活の質向上のための普及教材、生活の質向上に係る普及マニュアル
- ・タンザニア国コメ振興支援計画 ジェンダーガイドライン(2019)

また、以下の資料は JICA 図書館にて公開されております。

- ・「天水稲作持続的開発プロジェクトフェーズ 2」業務完了報告書(2021) <https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000045232>

- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料:「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」

イ) 提供依頼メール

- ・タイトル:「配付依頼:サイバーセキュリティ関連資料」
- ・本文:以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ガーナ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等

について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上